

学生・保護者の皆さまへ

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方は、日本学生支援機構の奨学金への申請が可能ですので、下記のとおりお知らせいたします。

①給付型奨学金・授業料等減免

2020年4月からスタートした高等教育の修学支援新制度は、一定の学業基準、家計基準を満たせば、日本学生支援機構の給付奨学金と授業料減免が受けられる制度です。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合も、本制度へ申請できるようになりました。(家計基準は、住民税非課税世帯又はそれに準ずる世帯の学生さんが対象)

まずは、以下の日本学生支援機構ホームページにて、制度の概要と要件の確認していただき、下記の進学資金シミュレーターにて、「満額の支援」、「満額の2/3の支援」、「満額の1/3の支援」に該当した学生は申し込みが可能となります。また、進学資金シミュレーターにて、「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」と表示された場合には申し込むことができませんが、下記の②もしくは③の奨学金に申請できる可能性がありますので、別途相談願います。

【進学資金シミュレーター】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

※収入や所得を入力する箇所には家計急変後の年収(所得)の見込み(1ヶ月分を12倍したもの)を入力し、社会保険料等については、「収入等から算出する」を選んでください。

②緊急・応急採用奨学金(貸与)

コロナウイルスにより失職・破産・病気等により家計が急変し、緊急に貸与奨学金が必要となった方は、日本学生支援機構の「緊急・応急採用奨学金」にお申し込みいただけます。

以下の日本学生支援機構ホームページにて、概要と要件の確認を行い、申し込みを希望される方は教務学生課または長町校舎事務室へご連絡ください。

【緊急・応急採用の詳細】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html

③既に貸与を受けている奨学金の増額

現在、日本学生支援機構の貸与奨学金を受けている方で、月額貸与額の増額を希望される方は、ご連絡ください。

日本学生支援機構「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」
https://www.mext.go.jp/content/20200427-mxt_gakushi01-000006193_1.PDF

奨学金を希望する学生は、下記の必要事項をメールで申請願います。その後、必要な資料を郵送いたします。(学生本人からの申請になります)

【メールで申請する場合の必要事項】

学部、学科、学年、学生番号、学生氏名、書類の郵送先住所、連絡先

①給付型奨学金・授業料等減免、②緊急・応急採用奨学金（貸与）、③既に貸与を受けている奨学金の「増額」のいずれかを選択願います。

①を申請する場合は、進学資金シミュレーターで「満額の支援」、「満額の2/3の支援」、「満額の1/3の支援」のどれに該当したのかを必ず記入願います。

【連絡先】

教務学生課：022-305-3330

長町校舎事務室：022-304-5519

申込アドレス：syogakukin@st.tohtech.ac.jp